

## 国民生活センターで問題とされた商品について出店者へ販売状況を確認した事案

ネットショッピングに出店している出店者の商品(ペダル付電動2輪車)について、実際には電動アシスト付自転車としての公道での走行ができないにもかかわらず、そのような記載がないまたはわかりにくい表示をしているとの情報提供を受けて、当該出店者に対し、その後の商品の販売状況を運用の実態を照会した。照会の結果、出店者から販売を終了した旨の回答を得た事案

### 1 事案(情報提供)の概要

楽天市場のネットショップの出店者について公道を走ることができると誤認するような表記でペダル付電動2輪車の販売が行われているとの情報が寄せられた。平成17年に公正取引委員会から排除命令が出されている商品(電動アシスト付自転車という名称のペダル付電動2輪車)と同種のものについて、あたかも公道を走ることができるように誤認するような表記で販売が継続されているのではないかということであった。なお、平成26年3月20日、国民生活センターの公表において、楽天市場へ出品を行っている出店者の上記商品の性能調査が行われたところ、いずれも電動アシスト付自転車としての道路交通法上の公道走行要件を満たさないものであることが公表されている。そこで当該商品を販売していた出店者に照会を行った。

### 2 結論(成果、終了日、終了内容、法令上の根拠等)

当方からの照会等に対し、平成27年6月ころ、同社から2年以上前からペダル付電動2輪車の販売は行っていない旨の回答が得られた。その後、出店者は楽天市場での店舗を閉鎖しているようである(平成28年3月現在)。